

2. 退職後の年金手続き

【短期組合員】

退職が分かり次第、共済組合から送付する「短期組合員退職届書」を提出ください。
また、退職後の国民年金について①をご確認ください。

【一般組合員】

①～③についてご確認ください。

①60歳までの国民年金加入について

60歳未満で退職される組合員及び組合員の退職時に60歳未満の被扶養配偶者の方は、組合員の退職後に国民年金への加入手続きが必要です。

◆60歳未満で退職される組合員

再就職により何らかの年金制度に加入するか、もしくは現職配偶者の被扶養者になる場合を除き、国民年金第1号被保険者としての加入手続きが必要です。

◆組合員の退職時において60歳未満の被扶養配偶者

組合員の退職に伴い、国民年金第3号被保険者としての資格も喪失します。組合員が再就職し、何らかの年金制度に加入する場合を除き、配偶者ご自身が国民年金第1号被保険者としての加入手続きが必要です。

*国民年金の加入手続きは、居住地の市町担当窓口で行ってください。

②退職される場合

「退職届書」の提出が必要です。

該当者には、書類をお送りします。(年金制度等説明会出席者には説明会で配付済み。)

- ・フルタイム再任用の方は、1月下旬にお送りしている「連絡票」をご提出ください。
- ・早期で退職される方、育児休業代替職員の方へは、退職が分かり次第送付します。

<年金を受給されている方への注意とお願い>

この手続きには通常5か月ほど要するため、**6月定期支給期(4月・5月分)の年金は、在職による支給停止が解除されていない状態となります。**(送付される「年金支払通知書」には「在職停止」と印字されます。)

支給停止の解除により追加支給となる年金については、8月定期支給期以降のお支払いとなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

③他の公務員共済組合へ転出又は再就職により他の公務員共済組合に加入となった場合

公務員の年金は、一番最後に退職したときに加入していた共済組合で、それまでの全ての公務員期間について年金を決定することになります。

転出の場合は「転出届書」の提出が必要です。(該当者には3月下旬に「転出届書」を送付します。)

また、年金を受給されている方は、再就職先の共済組合に、年金証書を添えて「年金受給権者再就職届書(注)」をご提出ください。

(注) 公立学校共済組合本部ホームページ「年金受給者・年金待機者 手続き用紙ダウンロードページ」から「7.年金受給権者再就職届書」をダウンロードしてご利用ください。